

[事案 24-127] 祝金積立利息支払請求

・平成 25 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、加入時に満期時に受け取れると説明を受けた金額と、祝金据置き累計額、満期保険金、積立配当金累計額および特別配当金の合計である約 500 万円実際は異なっていたとして、加入時に説明された金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 7 月に加入したこども保険は、募集人から「祝金を受け取らずに据え置くと、配当金は変動するが、約 500 万円くらいにはなる、郵便局の学資保険よりも多い金額を受け取れる」との説明を受けそれを信用して申込みに至ったものであるので、説明どおりの金額として、祝金据置き累計額、満期保険金、積立配当金累計額および特別配当金の合計である約 500 万円を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険設計書には、経済情勢などにより利率が変動した場合には据置き額も変動すること、満期時祝金据置き累計額は満期保険金を含んで表示していること等が記載されており、募集人は、祝金据置き累計額と満期保険金の合計額を受け取れるというような説明はしていない。
- (2) 保険設計書に記載している祝金据置き累計額の約 332 万円は、加入当時の現行利率で据え置いた場合であって、経済情勢などにより利率が変更された場合には、据置き額も変動するものであり、その旨の記載もある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、加入の際募集人から、設計書を用いて、満期保険金、積立配当金、特別配当金、祝金据置き累計額の合計額である約 500 万円を満期時にもらえるとの説明を受けたとして、その合計額の支払いを求めていることから、①主位的に、申立人と保険会社の合意により、申立契約が前記の内容で成立したとの主張を、②予備的に、募集人の誤った説明により、満期時に受け取れるとの説明を受けた金額と約款の記載による金額との差額に相当する損害（保険業法第 283 条 1 項）が発生したとの主張をしているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 主位的請求について

保険契約は附合契約【注】であり、約款の記載に従って契約内容が定められるものである。募集人には約款の内容を変更する権限はなく、申立契約の約款には、以下の内容が定められていることから、祝金を据置いた場合に満期時に受け取れるのは、満期保険金と、満期まで据え置いた祝金および会社の定める利率で運用した金額となる。

- (1) 祝金は、被保険者が所定の年齢になった直後の契約応答日に生存しているときに、保険金額に所定の率を乗じた金額が支払われる。
- (2) 満期保険金は、被保険者が保険期間満了時に生存しているとき、所定の保険金額が支払

われる。

(3) 保険契約者は、祝金の一時支払に代えて、会社の定めるところにより、祝金を会社の定める率の利息をつけて積み立てておくことができる。

2. 予備的請求について

設計書には「祝金を毎回お受取りの場合」との記載の下に、満期保険金額、積立配当金累計、特別配当金、祝金お受取総額の金額がそれぞれ記載されており、「祝金をすべて据え置いた場合」との記載の下に、祝金据置累計額が記載され、設計書の下欄に、満期時祝金据置累計額には満期保険金を含んで表示している旨の注意書きがなされている。他に募集人が誤った説明をしたことを窺わせる証拠もない以上、募集人がこれらの設計書の記載に反し、誤った説明をしたと認めることは困難である。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。

【参考】 保険業法 283 条（所属保険会社等の賠償責任）

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2～4 （略）